

鹿児島地方裁判所委員会議事概要

(地裁第25回)

1 開催日時

平成28年5月19日(木) 午後1時30分から午後5時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 廣谷章雄(委員長), 石井佳世, 植之原邦彦, 川崎聡子, 木下慎吾,
實吉国盛, 竹田涼子, 永山一秀, 福澤純治, 宮之原里佳

(家裁委員) 廣谷章雄(委員長), 上原大祐, 内田大介, 内山恵一, 小田裕徳,
川田雅子, 馬場竹彦, 春口大志, 宮寄秀典

(五十音順)

4 議事

(1) 自己紹介

(2) テーマ

ア 地裁委員会「裁判所における手続案内について」

イ 家裁委員会「親子関係, 子どもの養育環境をめぐる紛争の現状について」

(3) 議事

別紙のとおり

(4) 次回期日

平成28年11月17日(木) 午後1時30分から午後5時まで

(5) 次回テーマ

未定

(別紙)

地裁委員会テーマ「裁判所における手続案内について」の質問・意見交換

1 「裁判所における手続案内について」

概要の説明

鹿児島簡易裁判所庶務課長 町田京子

2 質疑

(委員) 法律用語が多く使われ、例えば「確定」という言葉があったが、一般の方はどう理解されるのか疑問に思った。われわれが一般の方から相談を受ける際には、もう少し細かく丁寧に説明している。

マニュアルも、もう少し初心者向けのものがあったてもいいのではないかと感じた。また、用語解説があったてもいいのではないかと感じた。

(委員) メリット、デメリットを伝えていたのは良かった。

リーフレットに沿って説明をしていたが、リーフレットの言葉が難しい。また、リーフレットに記載のないことを説明するときは、メモ等を残してくれると助かる。

理解力の低い方や精神疾患の方への説明はどんな工夫をしているのか。

(説明者) 精神疾患の方からは、特に丁寧に話を伺うようにしており、その上でリーフレットを示しながら丁寧に説明している。

それでもなお、相談を続けるのが難しい場合は、専門家への相談を促したり、身内の方、市役所の福祉の方に同行してもらうことをお勧めしている。

(説明者) また、リーフレットに記載のないことについては、断定的に説明できない部分もあるので、必要なことについては口頭でも説明している。

(委員長) 絵や文字などで説明を受けるときと、口頭だけでの説明では理解も違うのではないか。

(説明者) 説明の中で、図を書いたり箇条書きにすることはあるが、後からそれを見て誤解を与えないように、記載した紙を渡すことまではしていない。

(委員長) 実際の相談の際に、法律用語について、相談者が理解していないと感じることはあるか。

(説明者) 法律用語を理解していないと感じることはよくあり、できるだけかみ砕いて説明するようにしている。

(委員) 相談者は問題解決を急いでいると思うので、相談の中でどのような証拠が必要になってくるかなどの説明もあると、相談者のためになると感じた。

(説明者) 敷金返還請求や貸金返還請求の少額訴訟では、基本的にどのような証拠が必要かという一覧を相談のときに渡している。

相談者が持っている証拠によって、どのような手続きがいかを紹介することもある。

(委員) 相談した内容を家に帰った後も振り返られるようにしてもらおうといいと感じた。リーフレットの内容も、家で見ても分かるように、もっとかみ砕いた説明がほしい。料金も、一例でいいので書いてあった方がいいのではないか。

あと、相談件数が減っている背景は何があるのか。

(説明者) 相談件数の減少については、そもそも事件数が減少していることがある。以前は、多重債務者が自分で申し立てしやすい特定調停を申し立てたり、過払い請求の相談があったが、そのような相談自体が減ってきている。

また、弁護士や司法書士などの専門家が関与する事件が増えてきて

おり、当事者本人が相談に来ることが減ってきている。

家で振り返られることは大事だと思っており、先ほど見せたリーフレットのほかに、4つの手続それぞれのリーフレットも渡している。

それでも判断しづらいときのために、弁護士会や司法書士会の電話番号の一覧表も渡している。

また、家に帰ってから再度確認するときのために、リーフレットの裏に、裁判所の電話番号と窓口対応者の名前を付記したり、手続案内が掲載してある裁判所ホームページの紹介もしている。

(委員) リーフレットの法律用語がわかりづらいのであるなら、索引や簡単な用語集が最後に載っていてもいいのではないか。

また、初心者のとっかかりになるような漫画があってもいいのではないか。

(委員) 4つの手続を比較できる一覧表があるといいのではないか。

縦に、支払督促、調停、訴訟、少額訴訟の欄を作り、横に、費用、期間などの項目を作って、書ける所は事前に書いておき、説明を要する所は空欄のものを作っておけば、説明を聞きながら、相談者に書き込んでもらうこともできるし、項目も半分ぐらいは空欄にしておいて、相談の内容に応じた項目を書けるようにしたらどうか。

その一覧表を元に、この手続には、このパンフレットがあると説明しておけば、一覧表が窓口になるのではないか。

リーフレットは、最高裁判所が作っているようなので、これを変えるのはなかなか難しいと思うが、一覧表なら、すぐに作れるのではないだろうか。

(説明者) 本日のご意見等を踏まえ、更に検討したい。